

議案第96号

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正について

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例

佐野市部及び行政機関等設置条例（平成17年佐野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「市民生活部」を「市民生活部
農林環境部」に改める。

第3条の表市民生活部の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

農林環境部

- (1) 農林水産業に関する事項
- (2) 環境衛生及び環境保全に関する事項
- (3) 気候変動対策に関する事項

第3条の表産業文化スポーツ部の項第1号中「、農林水産業」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

組織機構の再編を実施するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第96号参考資料

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(部の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 (略) <u>市民生活部</u> (略) (部の事務分掌) 第3条 前条に定める部の事務分掌は、次のとおりとする。 (略) <u>市民生活部</u> <u>(1) 環境衛生及び環境保全に関する事項</u> <u>(2) 気候変動対策に関する事項</u> <u>(3)～(7)</u> (略) (略) <u>産業文化スポーツ部</u> <u>(1) 商業、鉱工業、農林水産業及び観光に関する事項</u> <u>(2)・(3)</u> (略) (略)	(部の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 (略) <u>市民生活部</u> <u>農林環境部</u> (略) (部の事務分掌) 第3条 前条に定める部の事務分掌は、次のとおりとする。 (略) <u>市民生活部</u> <u>(1)～(5)</u> (略) <u>農林環境部</u> <u>(1) 農林水産業に関する事項</u> <u>(2) 環境衛生及び環境保全に関する事項</u> <u>(3) 気候変動対策に関する事項</u> (略) <u>産業文化スポーツ部</u> <u>(1) 商業、鉱工業及び観光に関する事項</u> <u>(2)・(3)</u> (略) (略)

